

傍 聴 要 領

三重県食の安全・安心 確保のための検討会議

1 会場の秩序の機能

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたって必ず係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、以下に述べる 2 の事項に反したときはこれを注意し、なお従わないときは退場をしていただくこととなります。

2 会議を傍聴するにあたり守っていただく事項

傍聴者は次の事項を遵守してください。

- (1) 会議中は静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害はしないこと。
- (3) 会場において、飲酒または喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、会長の許可無く会議等の模様を撮影したり、録音を行わないこと。
- (5) その他、会場の秩序を乱し、会議の進行の支障となる行為を行わないこと。